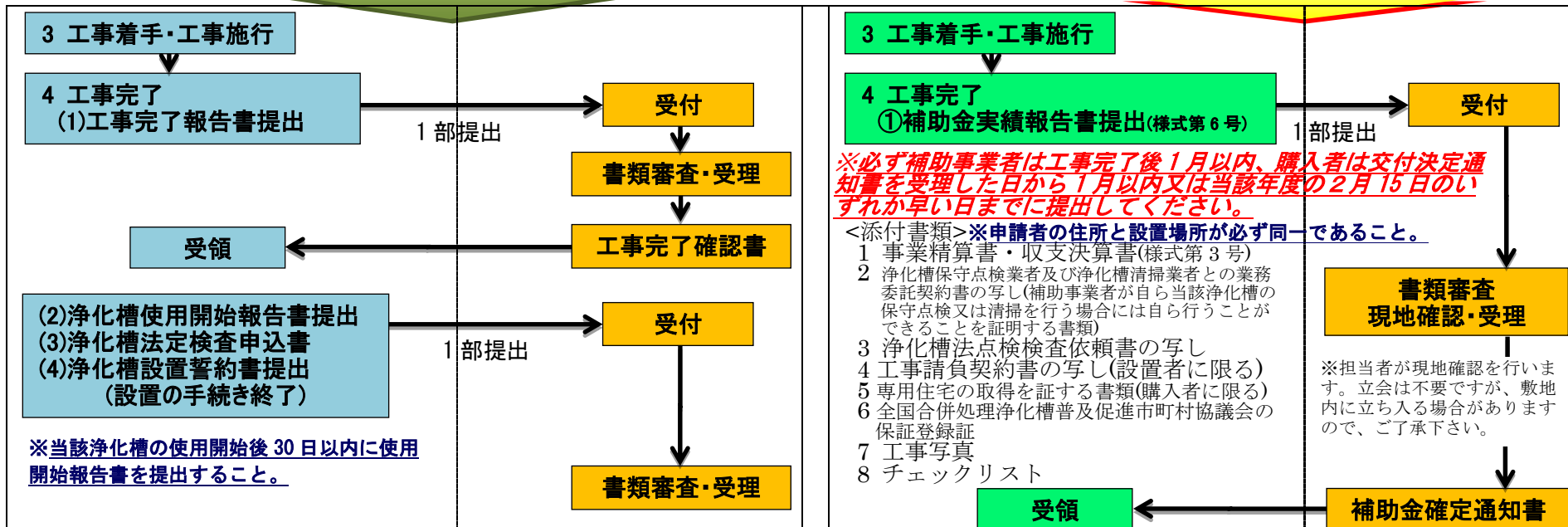
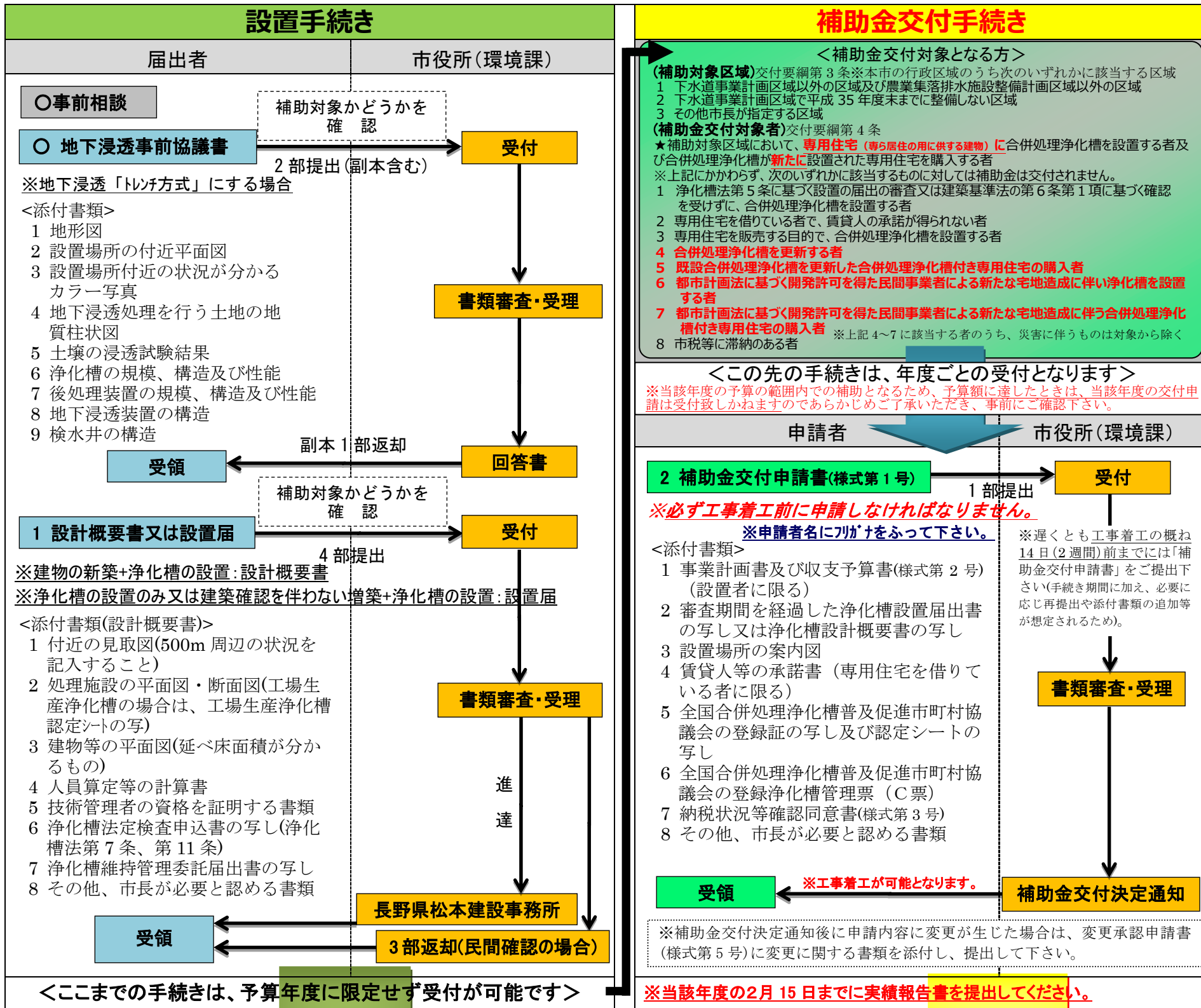


# 合併処理浄化槽の「設置」及び「補助金交付」に関する届出・申請の流れ

安曇野市市民生活部環境課

**〇はじめに** ★これまで下水道課で担当していた当該業務は、平成 28 年度から環境課に担当が移りました。  
 ・各種手続きは、届出・申請者の委任により浄化槽工事が代行して届出・申請することができます。  
 ・補助金の交付に当たっては、安曇野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱※(以下「交付要綱」という。)により「補助対象区域」及び「補助金交付対象者」が規定されています。 ※平成 29 年 3 月 13 日、平成 31 年 4 月 24 日 一部改正



**【安曇野市地域別補助金額】** 単位:円

地域名	5人槽	6~7人槽	8~10人槽
豊科	612,000	750,000	1,020,000
三郷	488,000	626,000	896,000
明科	538,000	676,000	946,000
穂高	468,000	606,000	876,000
堀金	428,000	566,000	836,000

※補助金の額は、交付要綱第5条に基づき、交付要綱の別表に定める標準設置費用から、安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例に定める負担区ごとの下水道受益者負担金均等割の額を差し引いた額を限度とします(ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません。)

